



福岡県医発第 1799 号 (地)

平成 24 年 10 月 22 日

小郡三井医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「若年性認知症ハンドブック」の送付について

今般、福岡県において、若年性認知症の方が早い段階から適切な治療やケアを受けることができるよう、また、若年性認知症の方やそのご家族の生活を支えることができる様々な相談窓口や制度に関する情報を提供するために、別添のハンドブックが作成されました。

つきましては、下記部数をお送りいたしますのでご活用ください。

記

20 部

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也

会長 蒲池 壽

上記ハンドブックが当医師会事務局に参っております。ご必要な方は事務局にご連絡ください。なお部数が20部と限られておりますのでご了承願います。

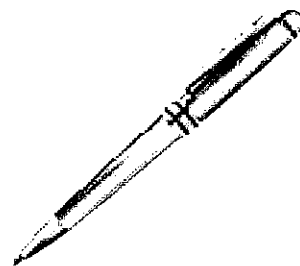
じゃくねんせいにんちしょう

若 年 性 認 知 症 ハ ン ド ブ ッ ク

認知症は高齢者だけに現れる症状ではありません。

認知症かな？と思ったら

早めに専門医の診察を受けましょう。



福 岡 県

認知症は、高齢者だけでなく、誰にでも発症する可能性がある病気です。

いわゆる「現役世代」で発症する若年性認知症では、就労の問題や経済的な問題、子どもさんの教育の問題など、高齢者の認知症とは異なる本人や家族への影響があります。

福岡県では、若年性認知症の方が早い段階から適切な治療やケアを受けることができるよう、また若年性認知症の方やそのご家族の生活を支えることができるよう、様々な相談窓口や制度に関する情報を提供するために、このハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが若年性認知症の方やそのご家族への支援に役立てば幸いです。



若年性認知症ハンドブック もくじ

1 若年性認知症とは

原因となる主な病気と現れる症状	1
-----------------	---

2 認知症かなと思ったら

早期の受診が大切な理由	2
-------------	---

認知症チェックリスト	3
------------	---

医療機関の受診について	4
-------------	---

3 若年性認知症の診断を受けたら 6

4 ご本人やご家族への支援制度など

自立支援医療（精神通院医療）	7
----------------	---

高額療養費	7
-------	---

所得税の医療費控除	7
-----------	---

福岡障害者職業センターによる支援	8
------------------	---

障害者就業・生活支援センター	8
----------------	---

傷病手当金	10
-------	----

雇 用 保 険	10
精神障害者保健福祉手帳	11
各 種 税 控 除	11
障害年金（障害基礎年金）	12
障害年金（障害厚生年金）	12
国民年金保険料の法定免除	12
特別障害者手当	13
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス	13
介護保険制度	13
高額介護サービス費	14
高額医療・高額介護合算療養費制度	14
国民健康保険料の減免	15
生活保護制度	15
日常生活自立支援事業	15
成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）	16

5 雇用主やご家族への支援制度など

障害者雇用調整金など	17
介護休業制度（介護する家族のための制度）	17
母子・寡婦福祉資金の貸付	18
子育て女性就職支援センター	18
その他の支援など	19

6 医療や介護、福祉などの相談窓口

若年性認知症コールセンター	20
認知症（疾患）医療センター	20
地域包括支援センター	21
精神保健福祉センター	21
福岡県シルバー110番（認知症相談）	22
認知症の人と家族の会（本部・福岡県支部）	22
福祉事務所	23
保健所・保健福祉センター	25

1 若年性認知症とは

「若年性認知症」とは、65歳未満（18～64歳）で発症する認知症です。

認知症とは、アルツハイマー病など脳の病気が原因で、脳の機能が低下し、記憶が薄れるなど、生活をする上で支障が出ている状態です。

認知症は、高齢者の方に多く見られますが、若年者の方にも発症することがあります。

原因となる主な病気と現れる症状

認知症が発症する原因は、脳血管障害、アルツハイマー病、ピック病、レビー小体病など様々で、初期に現れる症状も異なります。

■ 脳血管障害（脳血管性認知症）

脳梗塞や脳出血など脳血管障害に起因する認知症で、初期から記憶障害のほか、歩行障害など身体的な機能の障害を伴うことが多いのが特徴です。

■ アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）

アルツハイマー病は、脳の中にβアミロイドというタンパク質が蓄積し、脳の働きが徐々に低下していく病気で、初期には、最近のことが覚えられず、何度も同じことを聞くとといった症状が見られます。

■ ピック病など（前頭側頭型認知症）

脳の前頭葉と側頭葉の萎縮が原因で、初期には人格障害が見られますが、記憶障害はあまり見られません。

■ レビー小体病（レビー小体型認知症）

レビー小体病は、脳の中にレビー小体というタンパク質が蓄積されて発症する病気で、初期には、幻覚や妄想、うつを伴うことが多いのが特徴です。

2 認知症かなと思ったら

認知症は早く見つけて、早期に適切に対応するかどうかで、本人と家族の生活が大きく左右されます。

認知症は様々な原因で脳の働きが低下する病気で、原因となる病気は70種類以上あり、それぞれ症状も治療方法も違います。

「認知症かな？」と思ったら、早めに専門医の診察を受けましょう。

早期の受診が大切な理由

- 認知症ではなく、他の病気である場合があります。
- 認知症は、その原因によっては治療できるものがありますし、薬で進行を遅らせることができるものもあります。また、認知症は、原因となっている病気によって、治療や介護の方法が異なります。

早期に受診することで、認知症の原因を早期に確定し、適切な治療やケアを受けることができます。

- 認知症を「病気」として受け止め、家族で今後の生活を考えるスタートにすることができます。

介護保険、障害者の認定、医療保険などの社会的サービスを利用するには、医師の診断書や意見書が必要です。また、介護保険など、診断から一定期間を経ないと、社会的サービスを利用する手続きができないものもあります。

本人と家族の今後の生活設計を考える上でも、早期の受診が必要です。



認知症チェックリスト

このリストの項目の1つや2つは、思い当たる人が多いかもしれません。
多くの項目にチェックが付いたり、「たまに」ではなく「しょっちゅう」、こう
いうことがある場合、「もしかしたら認知症かもしれない」と考えてください。

職
場
で

- ☐ スケジュール管理が適切にできない
- ☐ 仕事で失敗をする
- ☐ 複数の作業を同時並行で行えない
- ☐ 段取りが悪くなり、作業効率が低下する

日
常
生
活
で

- ☐ 大事な約束を忘れる
- ☐ 忘れ物が多くなる
- ☐ 金銭管理ができなくなる
- ☐ 同じ料理ばかり作るようになる
- ☐ 味付けが変わる
- ☐ 同じものを買う
- ☐ 趣味をしなくなる
- ☐ 人前に出ることを嫌がる
- ☐ 性格が変わったように感じる
- ☐ 怒りっぽくなる、嫉妬する（夫婦げんかが増える）



体
調

- ☐ 頭痛、めまいがする
- ☐ イライラする
- ☐ 意欲が出ない
- ☐ 考えがまとまらない

認知症かなと思ったら、早めに専門医の診察を受けましょう。

■ 受診する医療機関 ■

認知症の診断は初期ほどむずかしいので、認知症の専門医を受診します。

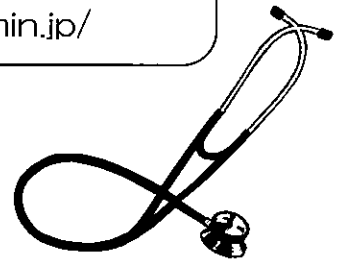
精神科や神経内科、「もの忘れ外来」などで、次の項目の検査を受けることができる医療機関を受診するのがよいでしょう。

また、認知症（疾患）医療センター（20頁参照）もあります。

（参考）各団体の「認定専門医」等が検索できます。

日本老年精神医学会ホームページ <http://www.rounen.org/>

日本認知症学会ホームページ <http://dementia.umin.jp/>



■ 診断のための検査 ■

認知症診断のための検査には、

① 「問診」

認知症ではないかと思うエピソードを本人・家族が伝える

② 「神経心理テスト」

改定長谷川式知能評価スケール(HDS-R)・認知機能検査(MMSE)など

③ 「画像診断」

MRI、脳血流シンチグラフィ-SPECT、PET など

④ 「血液検査」

などがあります。

診断に納得がいかなければ、他の医療機関でも診てもらうことも必要です。特に初期の診断は難しいものです。また、経過を見ていくことも重要です。

一度認知症ではないと言われても、症状が続くようであれば、再度受診をしましょう。

■ 受診のポイント ■

医療機関を受診するときは、事前に電話などで確認のうえ、かかりつけ医や職場の産業医などからの紹介状があれば持参します。

問診で症状を正確に伝えることができるよう、家族など本人の普段の様子を知っている身近な人が、付き添って受診することが望ましく、本人の様子や変化を記録したメモがあると、診断の参考になります。

本人への告知の方法については、事前に本人と家族でよく話し合い、あらかじめ医療機関に希望や意見を伝えましょう。



●受診時のメモに書くこと

- 略 歴： 生年月日、家族構成、結婚歴、職業歴など
- 既 往 症： 過去の病歴、手術や事故の経験、治療中の病気、飲んでいる薬など
- 生 活 習 慣： 飲酒、喫煙、運動習慣、食習慣、性格など
- 気づいたこと： いつから症状が始まったか、どのような様子だったかなど。
どんなときにどんなことがあったか、なるべく具体的に書く。
- 最近の特徴： 症状が進行しているか、進行のスピードの緩急はどうか。

■ かかりつけ医への相談 ■

「どこで診てもらえるか分からない」、「いきなり専門的な医療機関は受診しにくい」というときには、いつも受診している「かかりつけ医」に相談してみましょう。

なお、福岡県、北九州市及び福岡市では、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を行っており、福岡県医師会のホームページなどで研修を修了された医師の名簿が公表されています。

3 若年性認知症の診断を受けたら

- 「若年性認知症」について正しい知識を身につけましょう。若年性認知症の症状、治療方法、本人の支え方、利用できる社会的サービスに関する知識や情報をもつことで、本人や家族のストレス、負担などを軽減することができます。
- 症状が進んだときのことも考えて、本人と家族が安心して生活を続けていくために必要な情報を集めて、社会的サービスなどを積極的に活用できるようにしましょう。
- 認知症の人や家族の集まりに参加したり、電話相談を利用したりしましょう。有益な情報を得られるだけでなく、悩みを聞いてもらうことで、自分の気持ちを整理し、先に進んでいく力を得ることもできるでしょう。
- 若年性認知症は働き盛りの年代で発症するため、就労の問題が起こります。病状に適した部署に配置してもらうなど、上司や産業医に相談をしましょう。
本人に意欲があれば、できる限り働き続けることが望ましいですが、やむを得ず休業や退職となった場合には、各種手当や社会保障制度、支援制度などを活用しましょう。
- 認知症になると、注意力の低下などにより、安全に車を運転することが難しくなります。主治医から運転への影響について説明を聞き、早い段階でその対応について、家族で話し合しましょう。

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」
(監修：国立長寿医療センター長寿政策・在宅医療研究部 部長 荒井由美子)
が参考になります。

<http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm>
からダウンロードできます。



4 ご本人やご家族への支援制度など

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（認知症も含まれます。）のため、通院による治療を受ける場合には、通院医療費（薬代等も含まれます。）の負担が軽減される場合があります。

市町村の福祉関係窓口にご相談ください。

高 額 療 養 費

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合は、医療保険の保険者に申請して認められると、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

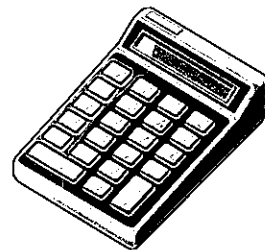
加入している医療保険の窓口にご相談ください。

国民健康保険の場合は、市町村が相談窓口になります。

所得税の医療費控除

本人や生計をともにする家族などのために支払った医療費から保険金などで補填される金額を差し引いた額が、1年間（1月1日～12月31日）に10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）を超える場合、所得税の医療費控除を受けられることがあります。

お近くの税務署にご相談ください。



福岡障害者職業センターによる支援

ハローワークや関係機関と連携しながら、障害のある方や事業主に対し、就職や職場定着のための相談、就職に向けた準備を整えるための職業準備支援などの、職業リハビリテーションサービスを提供しています。

相談は予約制のため、事前にそれぞれのセンターにご連絡ください。

（相談時間：平日8：45～17：00）

相談先	住 所	電話番号
福岡障害者職業センター	福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5F	092-752-5801
福岡障害者職業センター 北九州支所	北九州市小倉北区萩崎町 1-27	093-941-8521

障害者就業・生活支援センター

障害者に対し、就業面での支援（就職するため、仕事を続けていくための支援）や生活面での支援（生活習慣や日常生活の管理に関する助言など）を一体的に行います。

- 障害者からの相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、就業や日常生活上の問題を解決するために、必要な指導及び助言その他の援助を行います。
- 事業主からの相談に応じ、障害者の就職後の雇用管理に関する助言等を行います。
- 障害者に対し、事業所等で職業準備訓練及び職場実習を行うことをあっせんします。

お近くのセンターに直接ご相談ください。

■ 障害者就業・生活支援センター

対象 地域	名称 所在地	運営法人 電話／FAX
福岡市 糸島市	障害者就業・生活支援センター 野の花	社会福祉法人 野の花学園
	福岡市中央区六本松1丁目2番22号 福岡県社会福祉センター5階	電 話 092-713-0050 FAX 092-713-0066
古賀市 糟屋郡	障害者就業・生活支援センター ちどり	社会福祉法人 福岡コロニー
	古賀市久保1343番地の3	電 話 092-940-1212 FAX 092-944-4432
宗像市 福津市	障害者就業・生活支援センター はまゆう	社会福祉法人 さつき会
	宗像市田熊5-5-1	電 話 0940-34-8200 FAX 0940-34-8300
筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川町	障害者就業・生活支援センター ちくし	社会福祉法人 自遊学舎
	春日市春日公園5丁目16番 コーポ220-1-1	電 話 092-592-7789 FAX 092-592-6689
朝倉市 筑前町 東峰村	障害者就業・生活支援センター ちくぜん	社会福祉法人 野の花学園
	筑前町東小田3539-10	電 話 0946-42-6801 FAX 0946-42-6802
久留米市 大川市 小郡市 うきは市 大刀洗町 大木町	障害者就業・生活支援センター ぽるて	特定非営利活動法人 久障支援運営委員会
	久留米天神町101番地1 Mビル1階	電 話 0942-65-8367 FAX 0942-65-8378
八女市 筑後市 広川町	障害者就業・生活支援センター 「デュナミス」	社会福祉法人 上横山保育会
	広川町大字新代1110番地 グランセラーノ1階A・B号室	電 話 0943-32-4477 FAX 0943-32-4494
大牟田市 柳川市 みやま市	障害者就業・生活支援センター ぽっとかん	特定非営利活動法人 大牟田市障害者協議会
	大牟田市新栄町16番地11-1	電 話 0944-57-7161 FAX 0944-57-7163
飯塚市 嘉麻市 桂川町	障害者就業・生活支援センター BASARA	特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA
	飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階	電 話 0948-23-5560 FAX 0948-23-5700
直方市 宮若市 鞍手郡	福岡県央障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人 鞍手ゆたか福祉会
	直方市須崎町16番19号	電 話 0949-22-3645 FAX 0949-29-1239
田川市 田川郡	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	社会福祉法人 豊徳会
	田川市大字夏吉4205-3	電 話 0947-23-1150 FAX 0947-46-9506
北九州市 中間市 遠賀郡	北九州障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 (北九州障害者しごとサポートセンター)
	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた2階	電 話 093-871-0030 FAX 093-871-0083
豊前市 行橋市 京都郡 築上郡	障害者就業・生活支援センター エール	社会福祉法人 みぎわ会
	行橋市南泉二丁目50-1	電 話 0930-25-7511 FAX 0930-25-7512

傷 病 手 当 金

病気やけがのために仕事ができなくなった健康保険、共済組合等の被保険者とその家族の生活保障を行う制度です。

健康保険証に「保険者名称」が記載されていますので、各保険者にご相談ください。（国民健康保険にはこの制度はありません。）

雇 用 保 険

労働者が何らかの理由で失業したときに、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するために国が運営する保険事業です。

失業された方や職業訓練を受けられる方などには失業等給付が支給されますが、再就職の意思がない場合は、保険給付を受けることができません。

お近くのハローワーク（公共職業安定所）窓口にご相談ください。



精神障害者保健福祉手帳

精神障害（認知症も含まれます。）のある方が一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持つことにより、各種税控除や公共施設使用料の減免など様々な支援が受けられますので、認知症の方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

市町村の福祉関係窓口にご相談ください。

各 種 税 控 除

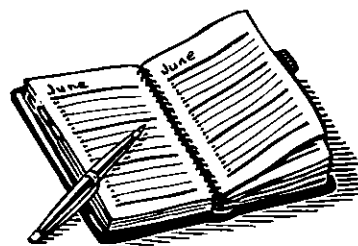
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、所得税や住民税などの控除を受けることができます。

所得税などに関しては、お近くの税務署にご相談ください。

住民税に関しては、市町村の税務関係窓口にご相談ください。

自動車税に関しては、県税事務所(軽自動車の場合は市町村)にご相談ください。

預金等の利子課税に関しては、ご利用の金融機関にご相談ください。



障害年金（障害基礎年金）

初診日が国民年金に加入している期間中にある病気やけがが、障害認定日※に法令により定められた障害等級（１級または２級）の状態にある場合には、障害基礎年金が支給されます。

年金事務所または市町村の障害年金関係窓口にご相談ください。

※障害認定日

病気やけがが治った（症状が固定した日）または治らずに初診日から１年６か月を経過した日。

※障害等級は、精神障害者保健福祉手帳とは、判定が異なることがあります。

障害年金（障害厚生年金）

初診日が厚生年金保険の被保険者の期間中にある病気やけがによって、障害等級１級または２級に該当した場合には、障害基礎年金に上乗せして、障害厚生年金が支給されます。

障害等級が３級の場合は、障害基礎年金は支給されませんが、障害厚生年金は支給されることになります。

障害等級が３級よりも軽い障害が残った場合には、障害手当金が一時金として支給されます。

障害厚生年金については、お近くの年金事務所にご相談ください。（共済年金の保険者にも類似の制度がありますので、勤務先の共済年金担当にご相談ください。）

※初診日が厚生年金保険の被保険者の期間中でなければ、障害厚生年金を受けることができません。

※障害等級は、精神障害者保健福祉手帳とは、判定が異なることがあります。

国民年金保険料の法定免除

障害基礎年金（１級または２級）の受給者は、国民年金保険料が免除されます。

市町村の国民年金関係窓口にご相談ください。

特別障害者手当

身体または精神に著しい障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対して、手当が支給されます。
市町村の障害福祉関係窓口にご相談ください。

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

障害者自立支援法に基づくサービスは、障害のある人の障害程度や、介護者、居住等の状況を踏まえて、個別にサービスの提供を受けられる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施される「地域生活支援事業」によるサービスに大別されます。

サービスの利用にあたっては、市町村から障害者福祉サービスの支給決定を受ける必要があります。

市町村の障害福祉関係窓口にご相談ください。

介護保険制度

介護保険制度は、介護や支援が必要となったときに、市町村等の要介護認定を受けて、介護などのサービスを受けることができる制度です。

若年性認知症の方であれば、40歳以上から要介護認定の申請ができます。

利用者の費用負担は、原則としてサービスにかかる費用の1割で、次のようなサービスがあります。

なお、おむつの支給など、介護保険外のサービスを独自に実施している市町村もあります。

市町村の介護保険関係窓口や地域包括支援センター（21頁参照）にご相談ください。

（介護保険サービスの一例）

- 訪問介護や訪問入浴介護など、居宅に訪問を受けて利用するサービス
- 通所介護（デイサービス）など、施設に通って利用するサービス
- 居宅での暮らしを支えるための福祉用具の貸与や住宅改修など
- 特別養護老人ホームなどの施設への入所や短期入所
- 通所、訪問、短期の宿泊を組み合わせた小規模多機能型居宅介護
- 認知症の人が共同で生活し、介護や機能訓練を受ける認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） など

（参 考）

一部の介護サービス事業所では、社会参加意識の高い若年性認知症の方に対応するプログラムとしてボランティア活動を取り入れているところがあります。その際、若年性認知症の方がボランティア活動の謝礼を受け取ることは、一定の要件のもとで差し支えないものと判断されています。

高額介護サービス費

同一世帯で、同じ月内に利用した介護保険サービスの利用者負担（1割負担）が一定の額を超えた場合には、市町村に申請することによって、その額を超えた分が払い戻されます。

市町村の介護保険関係窓口にご相談ください。

高額医療・高額介護合算療養費制度

同一世帯内で同一の医療保険に加入している人について、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合には、申請によって、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

市町村の介護保険関係窓口や加入している医療保険の相談窓口に、ご相談ください。

国民健康保険料の減免

失業などの事情で、保険料の納付が困難になった場合には、市町村に申請することによって、国民健康保険料が減免されることがあります。

市町村の国民健康保険関係窓口にご相談ください。

生活保護制度

収入が最低生活費(厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算されたもの)を下回る場合には、福祉事務所に申請することによって、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

お近くの福祉事務所(23頁～24頁参照)の生活保護相談窓口にご相談ください。

日常生活自立支援事業

認知症などで判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に、福祉サービスの利用や日常的金銭管理のお手伝いをします。

お住まいの市町村の社会福祉協議会のほか、次の窓口でご相談に応じます。

相 談 先	電話番号
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	092-584-7411
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター	0942-34-3077
社会福祉法人 田川市社会福祉協議会 あんしん田川権利擁護センター	0947-46-0801

成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所がその権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です（法定後見制度）。

また、判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人の意思で、将来判断能力が十分でなくなったときに後見人となる人を選んでおく制度もあります（任意後見制度）。

法定後見の申立ては、家庭裁判所に行いますが、市町村や社会福祉協議会のほか、「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」、「社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ」、「高齢者・障害者総合支援センターあいゆう」（福岡県弁護士会）などでも、相談を受け付けています。

「成年後見申立ての手引」*が参考になります。

※ http://www.courts.go.jp/fukuoka/saiban/tetuzuki_katei/
でダウンロードできます。

相談先	住所	電話番号
福岡家庭裁判所後見センター	福岡市中央区大手門1-7-1	092-510-0414
福岡家庭裁判所飯塚支部	飯塚市新立岩10-29	0948-22-1383
福岡家庭裁判所直方支部	直方市丸山町1-4	0949-22-0522
福岡家庭裁判所久留米支部	久留米市篠山町21	0942-39-6944
福岡家庭裁判所柳川支部	柳川市本町4	0944-72-3832
福岡家庭裁判所大牟田支部	大牟田市白金町101	0944-53-3504
福岡家庭裁判所八女支部	八女市本町537-4	0943-23-4036
福岡家庭裁判所小倉支部	北九州市小倉北区金田1-4-1	093-561-3431
福岡家庭裁判所行橋支部	行橋市行事1-8-23	0930-22-0036
福岡家庭裁判所田川支部	田川市千代町1-5	0947-42-0163
福岡家庭裁判所甘木出張所	朝倉市菩提寺571	0946-22-2113

5 雇用主やご家族への支援制度など

障害者雇用調整金など

事業者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、「常時雇用している労働者数」の 1.8%（法定雇用率）以上の障害者（認知症を原因とする精神障害者保健福祉手帳所持者を含む。）を雇用することが義務付けられています。

雇用障害者数が法定雇用率を下回った場合、不足する障害者数に応じて 1 人につき月額 50,000 円の障害者雇用納付金を納付しなければなりません。

一方、事業者が一定数を超えて障害者を雇用している場合には、障害者雇用調整金や報奨金が支給されます。

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」にご相談ください。

介護休業制度（介護する家族のための制度）

働いている人が仕事と家族の介護を両立できるように支援する「育児・介護休業法」の制度です。

働いている人が要介護状態の家族の介護をするときに、介護の対象者が要介護状態に至るごとに 1 回、休業期間通算 93 日間を限度として利用できます。

介護休業期間中は無給ですが、労働者が雇用保険の被保険者である場合には、一定の要件を満たすことにより、介護休業給付が支給されます。

また、事業者は、介護のための勤務時間の短縮などの措置を講じることとされています。

介護休業給付については、お近くのハローワーク（公共職業安定所）の窓口にご相談ください。

母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行っています。

「配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって労働力を失っている女性」も貸付を受けることができます。

もよりの県保健福祉(環境)事務所または市福祉事務所(23頁～24頁参照)にご相談ください。

●貸付の内容

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③住宅資金 | ④就職支度資金 |
| ⑤技能習得資金 | ⑥生活資金 | ⑦転宅資金 | ⑧修学資金 |
| ⑨修業資金 | ⑩就学支度資金 | ⑪医療介護資金 | ⑫結婚資金 |

※ 貸付金の種類によって、貸付対象、貸付額等が異なります。

子育て女性就職支援センター

就職を希望する子育て中の女性に対し、就業相談、保育所などの情報提供から、職業紹介、就業斡旋まで、ワンストップで支援します。

来所相談や電話相談、県内各地で実施している出張相談(一部予約必要)において、個別に対応しています。(対応時間：平日8：30～17：15)

相談先	住所	電話番号
福岡子育て女性就職支援センター (福岡労働者支援事務所内)	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階	092-725-4034
北九州子育て女性就職支援センター (北九州労働者支援事務所内)	北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎3階	093-571-6440
筑後子育て女性就職支援センター (筑後労働者支援事務所内)	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階	0942-38-7579
筑豊子育て女性就職支援センター (筑豊労働者支援事務所内)	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階	0948-22-1681

■ 生命保険などの高度障害保険金 ■

契約している生命保険などの認知症に関する保障の有無について、契約している生命保険会社に問い合わせてみましょう。

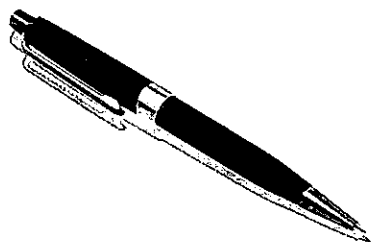
■ 住宅ローンの支払い免除 ■

住宅ローンの契約時に「団体信用生命保険」に加入していれば、債務者が返済中に高度障害状態になった場合には、保険金により住宅ローンが弁済されます。

認知症になったことが該当する場合がありますので、融資を受けた金融機関等に問い合わせてみましょう。

■ 教育費の支援 ■

経済的な理由で教育費の支払いが困難になった場合に、子どもの就学を支援する制度がありますので、学校や教育委員会にお問い合わせください。



6 医療や介護、福祉などの相談窓口

若年性認知症コールセンター

厚生労働省が開設した若年性認知症の電話相談窓口です。専門相談員が、全国からの若年性認知症に関する相談を受け付けています。

ささいな悩みでもかまいません。ぜひお気軽にお電話ください。

電話番号： 0800-100-2707

受付時間： 月曜～土曜の10時～15時（年末年始、祝日を除く）

ホームページ： <http://y-ninchisyotel.net/>



認知症（疾患）医療センター

福岡県、北九州市及び福岡市では、地域における認知症医療の核となる専門医療機関として、認知症（疾患）医療センターを指定しています。

認知症（疾患）医療センターでは、電話相談窓口を設置し、初診前の相談や医療機関の紹介を行うとともに、鑑別診断や初期対応等を行います。

センター名	住所	電話番号
久留米大学病院	久留米市旭町67	0942-35-3311(代表)
医療法人牧和会 牧病院	筑紫野市大字永岡976-1	092-922-2857
医療法人光風会 宗像病院	宗像市光岡130	0940-36-2775
医療法人昌和会 見立病院	田川市大字弓削田3237	0947-46-2164
独立行政法人国立病院機構 大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	0944-58-1122(代表)
北九州市 認知症疾患医療センター	北九州市小倉南区蒲生5-5-1 小倉蒲生病院	093-963-6541
福岡市認知症疾患医療センター	福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院北棟2階ブレインセンター内	092-642-6235

地域包括支援センター

市町村が設置する機関で、高齢者の方々など（若年性認知症の方も含まれます。）が、住みなれた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護、福祉、医療などの機関と連携して、総合的、包括的な支援を行います。身近な相談先としてご活用ください。

なお福岡市では、各区の保健福祉センターが若年性認知症の総合相談窓口となります（26頁参照）。

お住まいの地域を管かつするセンターの連絡先などについては、市町村にお問い合わせください。

なお、福岡県のホームページには、県内の地域包括支援センターの一覧表をのせています。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/tiiki-houkatsu.html>
からダウンロードできます。

精神保健福祉センター

精神障害者の自立と社会参加の促進のための援助を総合的に推進することなどを目的とする「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）に基づく施設です。

精神保健に関する相談（若年性認知症も含まれます。）を受け付けています。

センター名	住所	電話番号
福岡県精神保健福祉センター	春日市原町3丁目1-7	092-582-7500
	月～金曜日(年末年始・祝日を除く)8時30分～17時15分	
北九州市精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬場1丁目7-1	093-522-8729
	※相談は、区役所保健福祉課で受け付けています。	
福岡市精神保健福祉センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1あいれふ6階	092-737-8826
	月～金曜日(年末年始・祝日を除く)10時～16時	

福岡県シルバー１１０番（認知症相談）

「福岡県シルバー１１０番」では、高齢者の一般相談のほか、介護経験者や保健師による認知症に関する相談を行っています。

一人で抱え込まないで、小さなことでも、まずはお電話ください。

相談先	相談内容	相談受付時間	電話番号
介護経験者による 認知症相談	家族介護の心構えや具体的な 接し方、介護疲れや悩み等の相 談	毎週火、金曜日 10時～16時 ※	092-584-3317
保健師による 認知症相談	認知症の症状、予防、介護の仕 方等に関する相談	毎週木、土曜日 10時～16時 ※	

※前日が祝日の場合の火曜日は除く。

※年末年始(12月28日～1月4日)は除く。

認知症の人と家族の会（本部・福岡県支部）

認知症の人やその家族が安心して暮らせる社会をめざして活動する公益社団法人です。福岡県を含む全国各地に支部があり、電話相談を受け付けています。

相談先	相談受付時間	電話番号
認知症の人と家族の会 本部電話相談窓口	毎日 10時～15時 (土、日、祝日、年末年始は除く。)	0120-294-456 075-811-8418 (携帯電 話からはこちらへ)
認知症の人と家族の会 福岡県支部	10時30分～15時30分 火、木、金曜日 (毎月第三火曜日、年末年始は除く。)	092-771-8595

福 祉 事 務 所

福祉の総合的な相談窓口として、生活や障害者・高齢者の福祉などの相談に応じています。

	相 談 先	所 在 地	電話番号
北 九 州 市	北九州市門司福祉事務所 (門司区役所保健福祉課)	北九州市門司区清滝1-1-1	093-331-1881
	北九州市小倉北福祉事務所 (小倉北区役所保健福祉課)	北九州市小倉北区大手町1-1	093-582-3311
	北九州市小倉南福祉事務所 (小倉南区役所保健福祉課)	北九州市小倉南区若園5-1-2	093-951-4111
	北九州市若松福祉事務所 (若松区役所保健福祉課)	北九州市若松区浜町1-1-1	093-761-5321
	北九州市八幡東福祉事務所 (八幡東区役所保健福祉課)	北九州市八幡東区中央1-1-1	093-671-0801
	北九州市八幡西福祉事務所 (八幡西区役所保健福祉課)	北九州市八幡西区筒井町15-1	093-642-1441
	北九州市戸畑福祉事務所 (戸畑区役所保健福祉課)	北九州市戸畑区千防1-1-1	093-871-1501
福岡市	福岡市では、各区保健福祉センターが若年性認知症の総合相談窓口となります。 26頁をご参照ください。		
市 部	大牟田市福祉事務所	大牟田市有明町2-3	0944-41-2222
	久留米市福祉事務所	久留米市城南町15-3	0942-30-9023
	直方市福祉事務所	直方市殿町7-1	0949-25-2132
	飯塚市福祉事務所	飯塚市新立岩5-5	0948-22-5500
	田川市福祉事務所	田川市中央町1-1	0947-44-2000
	柳川市福祉事務所	柳川市本町87-1	0944-73-8111
	八女市福祉事務所	八女市本町647	0943-23-1111
	筑後市福祉事務所	筑後市大字山ノ井898	0942-53-4111
	大川市福祉事務所	大川市大字酒見256-1	0944-87-2101
	行橋市福祉事務所	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111
	豊前市福祉事務所	豊前市大字吉木955	0979-82-1111
	中間市福祉事務所	中間市中間1-1-1	093-244-1111

	相 談 先	所 在 地	電話番号
市	小郡市福祉事務所	小郡市小郡255-1	0942-72-2111
	筑紫野市福祉事務所	筑紫野市二日市西1-1-1	092-923-1111
	春日市福祉事務所	春日市原町3-1-5	092-584-1111
	大野城市福祉事務所	大野城市曙町2-2-1	092-501-2211
	宗像市福祉事務所	宗像市東郷1-1-1	0940-36-1121
	太宰府市福祉事務所	太宰府市観世音寺1-1-1	092-921-2121
	糸島市福祉事務所	糸島市前原西1-1-1	092-323-1111
	古賀市福祉事務所	古賀市駅東1-1-1	092-942-1150
	福津市福祉事務所	福津市中央1-1-1	0940-42-1111
	うきは市福祉事務所	うきは市吉井町新治316	0943-75-3111
	宮若市福祉事務所	宮若市宮田29-1	0949-32-9377
	朝倉市福祉事務所	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1111
	嘉麻市福祉事務所	嘉麻市上山田392	0948-53-1121
	みやま市福祉事務所	みやま市瀬高町小川5	0944-63-6111
郡	筑紫保健福祉環境事務所	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5581
	粕屋保健福祉事務所	糟屋郡粕屋町大字戸原235-7	092-939-1500
	北筑後保健福祉環境事務所	本庁舎 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-4184
		分庁舎 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎	0942-30-1043
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	本庁舎 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2045
		分庁舎 遠賀郡水巻町吉田西2-17-7	093-201-4161
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	本庁舎 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4911
		分庁舎 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎	0949-22-5691
	糸島保健福祉事務所	糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-3269
	田川保健福祉事務所	田川市大字伊田松原通り3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9311
	南筑後保健福祉環境事務所	本庁舎 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2111
		分庁舎 八女市本村25 八女総合庁舎	0943-22-6971
	京築保健福祉環境事務所	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2244

■ 福岡市では、各区の保健福祉センターが若年性認知症の総合相談窓口となります。
(26頁参照)

保健所・保健福祉センター

保健所は、地域保健法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市その他指定された市または特別区が設置する機関で、精神保健に関する相談やサービスの提供を行っています。

■ 福岡県が設置する保健所 ■

相談先	住 所	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所 (筑紫保健所)	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5585
粕屋保健福祉事務所 (粕屋保健所)	糟屋郡粕屋町戸原 235-7	092-939-1185
糸島保健福祉事務所 (糸島保健所)	糸島市浦志 2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-3326
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (宗像・遠賀保健所)	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2366
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 (嘉穂・鞍手保健所)	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4875
田川保健福祉事務所 (田川保健所)	田川市大字伊田松原通り 3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9307
北筑後保健福祉環境事務所 (北筑後保健所)	朝倉市甘木 2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-3965
南筑後保健福祉環境事務所 (南筑後保健所)	柳川市三橋町大字今古賀 8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2176
京築保健福祉環境事務所 (京築保健所)	行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2966

■ 北九州市が設置する保健所 ■

相談先	住 所	電話番号
北九州市保健所	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	093-522-8735

※相談は、区役所保健福祉課で受け付けています。

■ 福岡市が設置する保健福祉センター（認知症に関する保健・福祉相談） ■

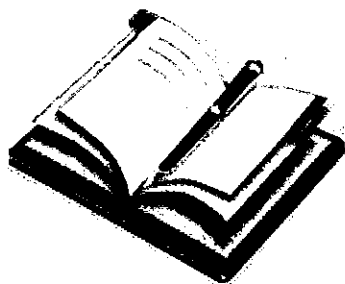
相談先	住 所	電話番号
東区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市東区箱崎 2-54-1	092-645-1087
博多区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市博多区博多駅前 2-19-24	092-419-1099
中央区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市中央区舞鶴 2-5-1	092-718-1110
南区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市南区塩原 3-25-3	092-559-5132
城南区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市城南区烏飼 6-1-1	092-833-4112
早良区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市早良区百道 2-1-1	092-833-4362
西区保健福祉センター 地域保健福祉課	福岡市西区内浜町 1-4-7	092-895-7078

■ 久留米市が設置する保健所 ■

相談先	住 所	電話番号
久留米市保健所	久留米市城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	0942-30-9724

■ 大牟田市が設置する保健所 ■

相談先	住 所	電話番号
大牟田市保健所	大牟田市不知火町 1-5-1	0944-41-2668



〒812-8577

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県保健医療介護部高齢者支援課 TEL. 092-643-3248



福岡県行政資料	
分類記号 H A	所属コード 4400703
登録年度 2 3	登録番号 0 0 0 3